

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなど、一定の基準を満たした方は、国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。

減免の要件や手続き等は以下のとおりです。

1. 減免の対象となる世帯及び減免額

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主（主たる生計維持者）が死亡し又は^{※1}重篤な傷病を負った世帯 全額減免

^{※1}「重篤な傷病」とは、1ヶ月以上の治療を有すると認められる場合などです。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主（主たる生計維持者）の^{※2}事業収入等の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

^{※2}「事業収入等」とは、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のことです。

- i 世帯主（主たる生計維持者）の事業収入等のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
ii 世帯主（主たる生計維持者）の令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
iii 減少することが見込まれる世帯主（主たる生計維持者）の事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

保険税の減免額は、^{※3}対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に、^{※4}世帯主（主たる生計維持者）の令和3年の合計所得金額に応じた^{※5}減免割合をかけた金額です。

^{※3} 対象保険税額 = $A \times B / C$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯主（主たる生計維持者）の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得合計額

C：被保険者の属する世帯の世帯主（主たる生計維持者）及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和3年の合計所得金額

^{※4} 世帯主（主たる生計維持者）の令和3年の合計所得金額	^{※5} 減免割合
300万円以下	全部（10分の10）
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主（主たる生計維持者）が事業等を廃止、失業した世帯 全額減免

※ 給与収入の方で、倒産、解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）に該当する人は、非自発的失業者の軽減制度を適用し、令和3年の給与所得を30/100とみなして保険税の計算を行います。

特定受給資格者や特定理由離職者に該当しているかの判定は、ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証により確認できます。

加えて事業収入の減少理由による減免も可能です。

2. 減免の対象となる保険税

- ・令和3年度保険税のうち令和4年4月以降が納付期限のもの
- ・令和4年度保険税

3. 申請に必要な書類

【減免の対象が①に該当する場合】

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・医師による診断書

【減免の対象が②に該当する場合】

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免に関する届出書
- ・令和3年分の所得が確認できるもの（令和3年 源泉徴収票又は確定申告書）
- ・令和4年の事業収入等を証する書類（売上帳簿等の写し又は給与明細等）

【減免の対象が③に該当する場合】

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・事業廃止届出書（個人事業主の廃業届出書）で税務署の受付印のあるものの写し

4. 申請方法

申請に必要な書類に必要事項を記入の上、税務課に提出して下さい。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での申請も可能です。

5. 問い合わせ先

宇多津町役場 税務課

電話 0877-49-8004